令和５年度　いじめ防止基本方針

出雲市立四絡小学校

１ 基本的な考え方

法律上での「いじめ」とは

➡ いじめ防止対策推進法（平成25年）の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

いじめ防止に取り組むために，学校・家庭・地域が手を結びそれぞれの立場から「いじめを行わない・いじめを許さない」気持ちをもつ児童を育てていく。

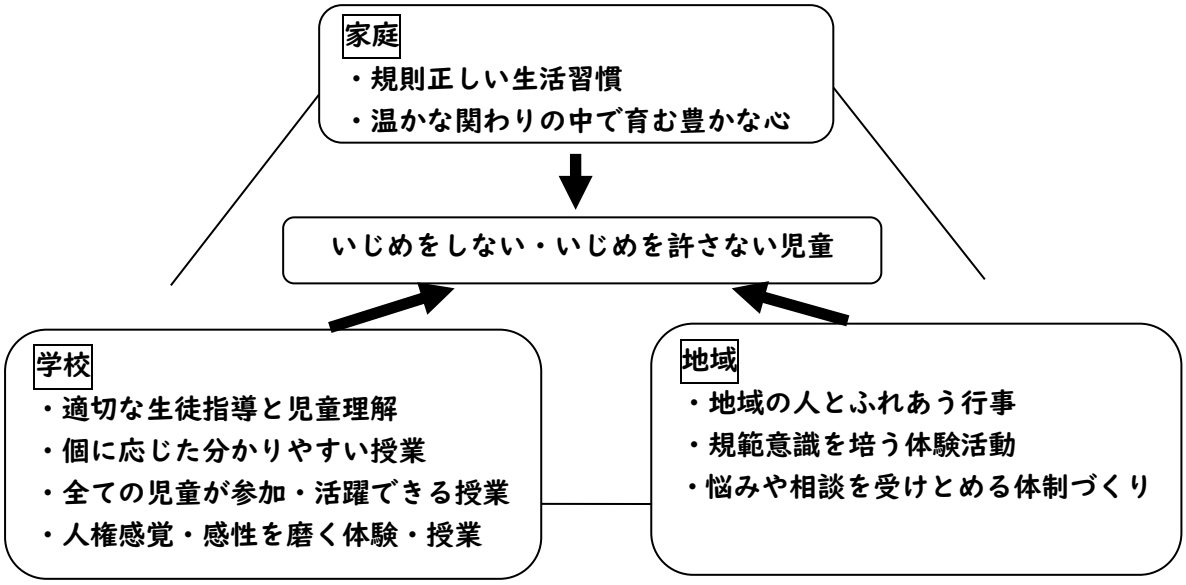

それぞれが「いじめは決して許されない」という姿勢でいじめの防止，早期発見，対処に努めていく。

２ 組織の設置及び組織的な取組

①「いじめ防止対策委員会」の設置

組織は，生徒指導委員会がこれにあたる。構成員は管理職，主幹教諭，いじめ対応コーディネーター，生徒指導主任，教務主任，人権・同和教育主任である。また，必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の参加を求めることがある。

②「いじめ防止対策委員会」の役割

・いじめ事案に対して判断や対応を行う。
・いじめに関する情報収集や記録，対応に関する役割分担を行う。
・学校が調査主体になる重大事態が起こった場合，その調査を行う。
・いじめ防止の取組に関する検証を行う。

３ 基本的な取組

（１）いじめの防止―いじめをしない，させない風土づくり

防止のために「すべての児童が安心・安全に生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校（学級）づくりを進める」ことを目指して取り組む。

また，教職員の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることにつながることを念頭において，日々の取組を重ねていく。

①「安心・安全に生活できる」ために

・お互いの存在や人格を認め，尊重し合う人権意識を培う。
　→道徳，正しい認識，人権・同和教育を基底に据えた取組

・違い（特別支援学級や日本語指導教室等）を理解し，受け入れ，認め合う。
　→道徳，理解教育・インクルーシブ教育の推進

・心の通う人間関係を構築するための素地を養う。
　→体験活動や交流活動，積極的な生徒指導の推進，コミュニケーション能力の育成

②「授業や行事に参加・活躍できる」ために

・わかる授業をつくる。→授業研究，授業形態の工夫
　ユニバーサルデザインを意識した授業

・参加できる授業形態を探る。→学習規律の確立，学習形態の工夫

・活躍できる場を保障する。→自己肯定感・自己有用感を高める，信頼関係の構築

③「ネットいじめ」など，認識不足かつ取り返しのつかないいじめを防ぐために

・高学年向けの情報モラル教育推進を図る→情報モラル教育年間計画に準じる。

・保護者向け情報モラル啓発活動を行う→啓発チラシ，アンケート等の実施。

◇いじめ防止及び早期発見のための研修・活動◇

４月　いじめ対応に関する確認（校内いじめ防止基本方針）
５～６月　教育相談・いじめに関するアンケート
　「四絡の子どもを語る会」・・・配慮・支援を要する児童を全教職員で共通理解を図る
６月　アンケート QU の実施
７月　授業実践（公開授業：人権・同和教育）
８月　アンケート QU の分析
１０月　教育相談・いじめに関するアンケート
　「四絡の子どもを語る会」・・・具体的な支援や成果・改善を学年部ごとの教職員で話し合う
１１月　アンケート QU の実施
１２月　アンケート QU の分析
１月　教育相談・いじめに関するアンケート
３月　まとめ・次年度に向けて

（２）いじめの早期発見―教職員の資質向上と相談体制作り

いじめは「どの子どもにも，どの学校にも起こりうる」ことをふまえ，些細な兆候を見逃さず，早い段階から的確な関わりをもつようにしていく。

①兆候をつかむために

・児童の些細な変化に気付けるように，ふだんから声かけや観察を心がけ，友だち関係を把握しておく。

・児童の訴えを真摯に受け止め，丁寧に聴いていく。

②安心して相談ができるように

・日ごろから信頼関係の構築に努める。

・定期的にアンケート調査や教育相談を実施する。

・「お話ポスト」を設置する。

・相談窓口の周知を図ると共に教員自身が相談を受け入れられる知識を身につけ，関係機関との繋がりをもつ。

（３）いじめへの対処―いじめ防止対策委員会中心に組織的な対応

いじめの発見・通報を受けた場合には，全教職員の共通理解のもと，いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。

①被害児童及び保護者への支援，加害児童及び保護者への指導・支援

・被害児童の人権・安全を守ると共に聞き取りを丁寧に行い，保護者の協力・理解を得ながら，スクールカウンセラーの活用など，児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。また，聞き取りは事情が許せば複数体制で行い，児童観察や正確性に留意し慎重にあたっていく。

・加害児童に対しては，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導すると共に保護者の協力・理解のもとに聞き取りを行った上で，再発防止に向けた指導や児童の状態に応じた継続的な指導や支援を行う。また，聞き取りは事情が許せば複数体制で行い，児童観察や正確性に留意し慎重にあたっていく。

②いじめが起きた集団（学級・友人グループ）への働きかけ

・事情を知っている児童に対して聞き取りを行い，双方の当事者からの聞き取りとすり合わせる。

・自分の問題としてとらえさせ，いじめがあることを知らせる勇気をもつこと，はやしたてるなど同調していた児童にはいじめに加担する行為であることを理解させる。

・学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

③外部関係機関，専門機関との連携

・いじめが暴行や傷害など犯罪行為にあたると認められる場合や児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は，直ちに警察に通報するなどして被害児童を守る。

・聞き取りをする場合，事実の確認だけでなく児童の心身疲弊にも気を配り，必要に応じてスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，医療機関等適切な協力者を加えることも考慮する。

・重大事態が発生した場合は，直ちに学校の設置者（出雲市教育委員会）に報告し，調査主体の判断を仰ぐ。

④ネットいじめへの対応

・ネット上の不適切な書き込みについては，被害拡大を避けるために直ちに削除を求める措置を講じる。

書き込み内容の確認

↓

掲示板等の管理者に削除依頼

プロバイダ（掲示板サービス提供会社）へ削除依頼

ＵＲＬや書き込み不備がなくても削除されない場合は，警察や法務局に相談して対応方法を検討

⑤事後の見守り

・被害児童ならびに加害児童の様子を継続的に見守り，声がけを行ったり必要に応じて対応をしたりする。

＜いじめ解消の要件＞いじめ事象が完全になくなっていること

被害児童の心身の苦痛が解消されていること

苦痛が解消されてから，およそ３ヶ月以上経過していること

4 重大事態への対処―直ちに教育委員会に報告

【重大事態】

●生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（自殺企図など）

●相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間３０日を目安）

調査の主体が学校とされた場合，いじめ防止対策委員会が中心となって調査の指示を出して行う。その調査は「事実関係を明確にする」ことで，重大事態に至る要因となったいじめが「いつ（いつ頃）から」「誰から行われ」「どのような態様か」「背景事情としてどのような問題があったか」「学校・職員がどう対応したか」を可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめを受けた児童に対しては，事情と共に心情を聴取し，状況に合わせたケアを継続的に行う。また，調査によって明らかになった事実関係をいじめを受けた児童・保護者に報告する。

5 その他

必要と認められる場合には，基本方針を改定し，改めて公表する。

≪いじめ発生時の対応≫

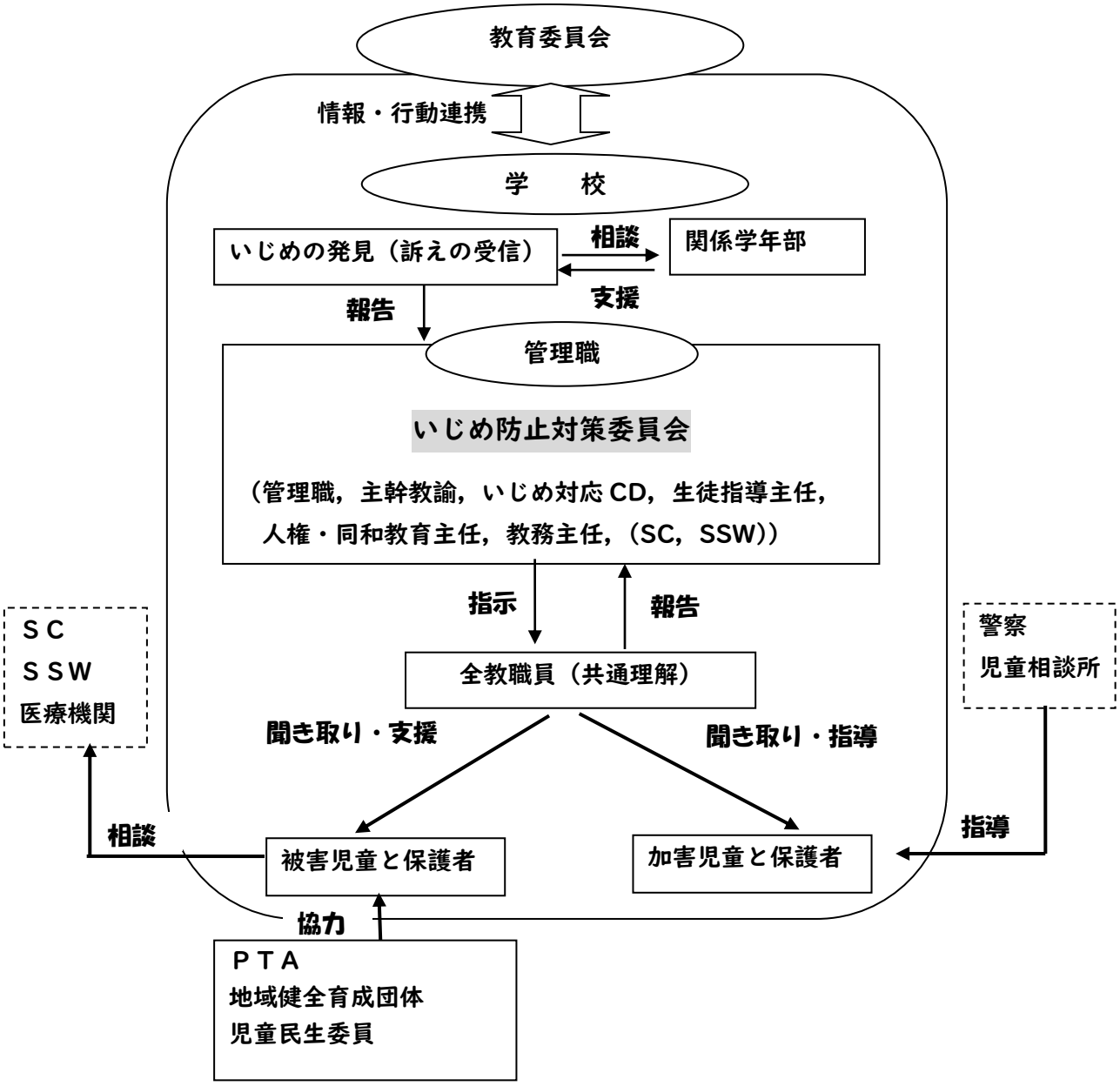
教育委員会
情報・行動連携
学　　校
いじめの発見（訴えの受信）
相談
関係学年部
支援
報告
管理職
いじめ防止対策委員会
（管理職，主幹教諭，いじめ対応 CD，生徒指導主任，
人権・同和教育主任，教務主任，（SC，SSW））
指示
報告
全教職員（共通理解）
聞き取り・支援
聞き取り・指導
ＳＣ
ＳＳＷ
医療機関
警察
児童相談所
相談
指導
被害児童と保護者
加害児童と保護者
協力
ＰＴＡ
地域健全育成団体
児童民生委員